

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成23年10月27日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年9月5日	山科区	勸修寺下ノ茶屋町	—	—	2	平成23年9月5日
		勸修寺福岡町	—	—	1	
		大塚西浦町	—	—	2	
		西野山百々町	—	—	1	
		西野大鳥井町	—	—	1	
	伏見区	深草東伊達町	—	—	1	
		深草寺内町	—	—	1	
平成23年9月6日	北区	紫野大徳寺町	11	—	—	平成23年9月6日
		紫野郷ノ上町	8	—	—	
		大宮南山ノ前町	2	—	—	
		大宮西山ノ前町	7	—	—	
		大宮南田尻町	5	—	—	
平成23年9月7日	右京区	太秦垂箕山町	12	—	—	平成23年9月7日
		太秦北路町	4	—	—	
		嵯峨野神ノ木町	12	—	—	
		嵯峨五島町	5	—	—	
		嵯峨広沢御所ノ内町	14	—	—	
		梅津徳丸町	22	—	—	
		梅津北川町	2	—	—	
平成23年9月9日	上京区	中之町	—	—	2	平成23年9月9日
	伏見区	桃山南大島町	3	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年9月12日	北区	等持院南町	2	—	—	平成23年9月12日
	左京区	北白川上別当町	1	—	—	
平成23年9月13日	右京区	西院平町	—	—	1	平成23年9月13日
	伏見区	小栗栖森本町	7	—	—	
		桃山町西町	2	—	—	
		醍醐構口町	4	—	—	
平成23年9月14日	中京区	壬生東土居ノ内町	32	—	—	平成23年9月14日
		壬生高樋町	17	—	—	
		壬生東淵田町	9	—	—	
	右京区	西院南寿町	7	—	—	
		西院清水町	27	—	—	
平成23年9月15日	右京区	西京極橋詰町	—	—	1	平成23年9月15日
平成23年9月16日	上京区	亀屋町	1	—	—	平成23年9月16日
		大上之町	2	—	—	
	右京区	花園天授ヶ岡町	7	—	—	
		花園寺ノ内町	5	—	—	
平成23年9月22日	右京区	太秦開日町	7	—	—	平成23年9月22日
		太秦北路町	4	—	—	
		常盤村ノ内町	12	—	—	
平成23年9月27日	左京区	上高野下荒蒔町	1	—	—	平成23年9月27日
		上高野鐘突町	4	—	—	
		上高野畑ヶ田町	1	—	—	
		上高野口小森町	2	—	—	
		一乗寺堀ノ内町	1	—	—	
平成23年9月28日	北区	紫竹西野山町	1	—	—	平成23年9月28日
		大宮一ノ井町	3	—	—	
	伏見区	納所町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成23年9月30日	伏見区	竹田段川原町	2	—	—	平成23年9月30日
		竹田久保町	3	—	—	
		舞台町	—	—	1	
		下鳥羽広長町	—	—	1	
		深草西浦町	—	—	1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)